

令和3年度 第1回 鈴鹿市交通安全対策会議 会議録（要旨）

日 時 令和3年6月7日（月） 14時30分～15時10分

場 所 鈴鹿市役所 本館5階503会議室

出席者（敬称略）

委員16名中14名

会長 水野 克則（鈴鹿市自治会連合会会長）
北村 吉隆（鈴鹿警察署交通第一課長）
村山 正衛（鈴鹿地区交通安全協会常任理事）
松元 清吉（鈴鹿市老人クラブ連合会副会長）
森 一葉（三重県自転車協同組合理事長）
田名瀬 多美子（鈴鹿地域交通安全活動推進委員協議会委員）
菱川 弘二（本田技研工業株式会社鈴鹿製作所庶務課長）
松村 靖（鈴鹿市PTA連合会副会長兼安心安全担当）
儀賀 美智子（鈴鹿商工会議所議員）
日置 純子（鈴鹿市自家用自動車協会事務長）
松本 昭子（鈴鹿市身体障害者福祉協会書記）
塚本 美子（公益財団法人鈴鹿国際交流協会専門職員）
森 友里（一般公募委員）
石田 知美（一般公募委員）

事務局 危機管理部長 山本 浩
交通防犯課長 岡田 匡人
交通防犯課副参事 竹尾 和也
交通防犯課副参事 田中 文美
交通安全・防犯グループリーダー 田中 直人
交通施設グループリーダー 川北 真司
交通安全・防犯グループ 井上 卓

傍聴者 1名

内 容

1 開 会

（事務局）

人事異動等に伴う新委員の任期等について説明。

2 会長挨拶

鈴鹿市交通安全計画の計画期間が令和2年度で終了しましたので、本日の会議では、次期計画の素案について協議していただきます。

委員の皆様には、それぞれの立場から活発な意見をいただき、内容の充実した計画とするため、ご協力をお願いします。

3 報告事項

(事務局)

会議の成立、会議の公開(傍聴人1名)、会議録(要旨)の作成及び交通安全対策会議の根拠について説明。

4 議事

(事務局)

交通安全対策会議規則第4条の規定により水野会長が議長を務める旨を説明。

(1) 鈴鹿市交通安全計画(平成28年度～平成32年度)の検証について

(事務局)

資料7「鈴鹿市交通安全計画(平成28年度～平成32年度)」に基づき説明。

目標の達成状況について説明します。

前計画の目標値は、令和2年(平成32年)までに死者数を4人以下、死傷者数を850人以下としていました。

死者数は、令和元年から2年連続で過去最少と同数の5人となりましたが、目標達成には至っていません。一方、死傷者数は平成28年から令和2年まで順調に減少し、平成29年からは毎年目標値を下回っています。

次に、第5章「講じようとする施策(交通事故対策の推進)」に掲げた8項目について、実施結果を説明します。

1 道路交通環境の整備

道路の新設、改良等を実施する際に、歩道整備等の事故防止対策を行い、防護柵や道路照明灯、道路反射鏡など、交通安全施設を設置してきました。また、ゾーン30については、昨年度、神戸地区と旭が丘地区で区域が設定され、市内で合計4か所となりました。三重県警察本部による信号機の撤去に伴う道路整備も順次実施しています。

2 交通安全思想の普及徹底

昨年度は、コロナ禍のため従来の広報啓発活動がほとんどできませんでしたので、様々な広報媒体を活用して情報を発信しました。また、交通安全教室の回

数がコロナ禍により減少したため、交通教育指導員による啓発動画を市のホームページに配信するなど、工夫を凝らした交通安全教育に努めました。

3 安全運転の確保

特に高齢者の安全確保に注力しました。高齢者交通安全教室の積極的な実施や、運転経歴証明書の交付助成事業の継続とともに、昨年度からは、高齢ドライバーのペダル踏み間違い事故防止を目的として、後付け安全運転支援装置の設置費用に対する補助制度を県と協調して実施しています。

4 車両の安全性の確保

事業所や組合における自動車点検や、日常点検の指導などを行うとともに、小中学校における自転車教室の機会に自転車点検、点検指導を実施し、事故事例を紹介して保険等への加入を促進しました。

5 道路交通秩序の維持

交通安全教室等で、交通法規の遵守、交通マナーの向上などの安全教育を実施したほか、警察による交通安全指導、CTLなど街頭交通指導を実施しました。

6 救助・救急活動の充実

事故現場における迅速的確な対応及び関係機関間の迅速な連絡体制の確保に努めました。

7 被害者支援の充実と推進

三重県犯罪被害者支援条例に関する啓発や、本年4月に施行した鈴鹿市犯罪被害者等支援条例の制定準備を進めるなど、被害者支援の更なる充実に取り組みました。

8 調査研究の充実

交通事故発生状況の分析と、交通事故統計冊子の作成と配付、交通故多発マップの作成と配付、重大交通事故発生時の事故防止情報の発信を行いました。

説明は以上です。

(議長)

事務局の説明について意見・質問を求めた。(意見等なし)

(2) 鈴鹿市交通安全計画(案)(令和3年度～令和7年度)について

(事務局)

資料4に基づき説明。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

交通事故のない安全・安心な社会の実現をめざして、今後推進すべき施策を定

めるとしており、前計画の計画期間が令和2年度で終了したことに伴い、新たな計画を策定します。

2 計画の位置付け

内閣府の第11次交通安全基本計画と第11次三重県交通安全計画を上位計画とし、「鈴鹿市総合計画2023」の個別計画として位置付けています。

3 計画期間

県の計画は国と整合させ、市の計画もこれを準用することとされていますので、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 交通事故の推移と現状

1 交通事故死者数等の推移

本市の交通事故の現状を分析しています。青い棒グラフで示した交通事故死傷者数は順調に減少を続けており、赤の折れ線グラフで示した死者数も、昨年、一昨年と、過去最少の5人となっています。

2 交通死亡事故の特徴

交通事故死者数に占める65歳以上高齢者の割合が増加傾向にあることが、近年の課題としてあげられます。

3ページのグラフをご覧ください。赤の折れ線グラフが、死者数に占める高齢者の割合を示しており、令和2年には少し下がりましたが、近年、増加する傾向にあることが見て取れます。

3 交通を取り巻く状況の展望

高齢者の交通事故が今後さらに増加する可能性や、中勢バイパスの完成に伴う交通環境改善への期待について記載するとともに、コロナ禍における影響についても触れています。

新型コロナウイルスの影響により、感染リスクを避けるため、公共交通機関の利用が減り、移動手段がマイカーや自転車へシフトする傾向にあるため、交通事故発生状況にも影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を注視する必要がある旨を記載しています。

第3章 交通事故の推移と現状

これまでの計画では、交通事故死者数と死傷者数を目標値としていました。

次期計画においても交通事故死者数は引き続き数値目標としますが、死傷者数については、国、県の目標が変更されたことに伴い、命に関わる優先度が高い「交通事故重傷者数」に変更しました。

さらに、交通事故による死者や重傷者を減らすためには、交通事故自体を減らすことが重要であるため、本市独自の指標として「交通事故件数」を新たに追加設定しています。

目標値は、過去の実績値も勘案して、交通事故死者数４人以下、交通事故重傷者数３９人以下、交通事故件数４８００件以下としました。

５ページのグラフは、新たに数値目標を設定した交通事故重傷者数と交通事故件数について過去１０年間の推移を示したものです。

交通事故重傷者数が減少傾向であるのに対して、交通事故件数は、近年多少減少する傾向が表れてきましたが、それまでは、ほぼ横ばい状態であったことを示しています。

第４章 重点課題・重視すべき事項

１ 交通事故による被害を減らすために重点的に取り組む課題

１－１ 子ども及び高齢者の安全確保

次代を担う子どもの安全確保や、高齢者を加害者にも被害者にもさせないための対策を課題として記載しています。

１－２ 歩行者及び自転車利用者の安全確保

自動車運転者と歩行者双方への啓発や、自転車の点検・整備、ヘルメット着用に関する啓発、自転車保険への加入促進を課題としてあげています。

１－３ 生活道路における安全確保

速度抑制のための道路交通環境の整備や適切な交通指導取締り、自動車の生活道路への流入抑制についても、取り組むべき課題としています。

２ 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

２－１ 先端技術の活用

サポカーや自動運転など、安全運転を支援する先端技術は、今後、交通事故を更に減少させることが期待されています。本市では、昨年度に引き続き、後付け安全運転支援装置の補助事業を実施して装置の設置促進を図っていますが、今後もサポカー等の普及啓発に取り組んでいきたいと考えています。

２－２ 地域が一体となった交通安全施策の推進

行政と市民、事業者等が協働して地域特有の課題解決に取り組むことが重要であるため、地域住民が交通安全活動に関心を高め、積極的に参加するよう促す取り組みを課題としてあげています。

第５章 重点課題・重視すべき事項

今後推進すべき施策８項目の取り組みを記載しています。

１ 道路交通環境の整備

生活道路や通学路における安全確保の取り組みや、交通安全施設整備の推進など、これまでの取り組みにも触れながら、歩行者等を優先した道路交通環境整備のための施策をまとめています。

2 交通安全思想の普及徹底

2-1 交通安全教育の推進

交通教育指導員等による幅広い世代に対する参加・体験・実践型の交通安全教室などを引き続き積極的に実施する旨を記載しました。

なお、本市では、交通事故死者に占める高齢者の割合が増加傾向にあるため、高齢者交通安全教室は毎年工夫して実施していますが、教室に参加するのは一部の方々であり、教室に参加されない多数の高齢者に対して、どう啓発していくかという課題があります。この点については、交通安全協会等による高齢者宅への訪問活動のほか、例えば民生委員など、高齢者と接する機会の多い方を通じて声をかけていくなど、地域全体で高齢者の安全を確保する取り組みについて、今後検討していく必要があると考えています。

3 安全運転の確保

運転者教育や安全運転管理者による指導を通じ、歩行者等の保護意識を高める取り組みや、高齢者が加害者となる事故を防止するための取り組みを記載しました。運転免許証自主返納制度に関する周知や、運転経歴証明書交付手数料の助成事業を継続していきます。

4 車両の安全性の確保

先進安全技術に関する広報啓発を推進するとともに、自転車定期点検整備の重要性に関する周知等にも取り組みます。

5 道路交通秩序の維持

警察による交通事故実態に即した交通指導取締りとともに、あおり運転や運転中のスマホ使用の危険性に関する広報啓発に取り組みます。

6 救急救助活動の充実

救急医療機関と消防機関等の相互協力関係推進及び救急救命士、救急隊員等による救急医療、応急処置等の実施体制を強化します。

7 被害者支援の充実と推進

本年4月に施行した鈴鹿市犯罪被害者等支援条例に基づき、交通事故被害者等のための施策を推進します。

なお、自転車損害賠償責任保険等への加入促進については、自転車利用者が加害者になる事故で高額な賠償命令が出ていることを背景として、令和3年3月に施行された三重県交通安全条例で、本年10月から自転車保険への加入が義務化されることから、今後もさらに自転車保険への加入促進に取り組んでいきます。

また、自動車事故による被害者を救済するため、自動車損害賠償保障制度に関する啓発にも取り組みます。

8 調査研究の充実

交通事故要因の調査研究を行い、有効な交通安全施策を推進します。

以上で説明を終わります。

(議長)

事務局の説明について意見・質問を求めた。(意見等なし)

※議長退任

5 今後のスケジュール

(事務局)

今後のスケジュールについて説明。

- ・ 7月～8月 パブリックコメント
- ・ 9月 第2回交通安全対策会議（最終案検討，決定）
計画公表

6 閉会

閉会にあたり，危機管理部長があいさつした。